

## 鹿 児 島 県 公 報

令和8年5月1日（金）第715号



鹿児島県

発行 鹿児島県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部学事法制課  
定例発行日（毎週火、金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

○肥料の登録の有効期間の更新	告	示	(経営技術課取扱い)	1
○県営土地改良事業に係る換地処分	公	告	(農地整備課取扱い)	1
○令和8年度家畜商講習会開催公告			(畜産振興課取扱い)	1

## 告 示

## 鹿児島県告示第319号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和8年5月1日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1197号	令和14年5月12日	魚かす粉末	7-7かごしま魚粉	窒素全量 7.0 りん酸全量 7.0	該当なし	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地

## 鹿児島県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域農業農村総合整備熊野地区の換地計画に係る換地処分を、令和8年4月13日に行った。

令和8年5月1日

鹿児島県知事 塩田康一

## 公 告

## 令和8年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和8年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和8年5月1日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 開催の日時及び場所

区分	日	時	場	所
----	---	---	---	---

第1日	令和8年7月29日（水） 午前9時から午後5時まで	鹿児島県社会福祉センター第3会議室（鹿児島市鴨池新町1番7号）
第2日	令和8年7月30日（木） 午前9時から午後5時まで	同上

## 2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項

## 3 受講資格

制限はない。

## 4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

## 5 講習手数料

3,300円

## 6 受講手続

## (1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

## (2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産振興課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

## 7 受講申請書の提出期限

令和8年6月5日（金）

## 8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産振興課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

## 9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産振興課（電話099-286-3221内線3210）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。